

基 発 0 5 1 3 第 1 号
平成 2 3 年 5 月 1 3 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

夏期の節電に向けた労使の取組への対応について

3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力及び東北電力管内における電力の供給力が大幅に減少しており、これによって生じた電力の需給ギャップは、夏に向けて再び悪化する見込みであることから、5月13日に、政府の電力需給緊急対策本部において「夏期の電力需給対策について」（以下「政府対策」という。）が取りまとめられたところである。

政府対策においては、官民一体となった創意工夫によって需給両面の抜本対策を講じることで、停電を回避し、国民生活や産業活動への影響を最小限に抑える必要があるとの認識の下、電力会社に一層の供給力の積み増しを求める一方で、個々の電力需要家に対して、東京電力管内においては本年7月1日から9月22日まで、東北電力管内においては本年7月1日から9月9日までの間について、平日の9時から20時までの間の使用最大電力を原則として前年比15%抑制すること等を内容とする大幅な需要抑制を求めている。

このような中で、企業は、電力使用の分散化・平準化を図ることを目的として、事業計画、生産計画等の変更を行うこととなり、それに伴い、上記期間を中心に、所定労働時間の短縮、休暇・休日や始業・終業時刻の変更、変形労働時間制の導入等を実施する事業主も少なくないと見込まれるところ、こうした見直しは、労働基準法等に定める要件及び手続に則して、労使の話し合いに基づき、行われなければならない。

このため、労働基準行政機関としては、事業主等からの相談・照会に迅速かつ適切に対応するとともに、実施に当たっての労働基準関係法令上の留意事項等について、積極的に情報提供することとするので、下記による的確な対応に遺憾なきを期されたい。

記

- 1 緊急相談窓口の開設について
 - (1) 開設する官署について

緊急相談窓口を開設する官署は、次のとおりとすること。

ア 東京電力及び東北電力の電力供給区域を管轄する労働局（以下「局」という。）
及びその管内の労働基準監督署（以下「署」という。）

イ その他相談状況等に応じ必要と判断する局及び署

(2) 実施要領について

ア 相談体制

(ア) 緊急相談窓口には、「節電対策緊急労働相談窓口」との名称を任意の方法により表示すること。

(イ) 相談に対する体制は、想定される相談件数等の状況に応じて確保すること。

なお、想定される相談件数等の状況を踏まえ、平成 23 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 10 号「平成 23 年東北地方太平洋沖地震に伴う労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償等に関する緊急相談窓口の開設について」により設置を指示した震災等緊急相談窓口と兼ねることも差し支えないこと。

(ウ) 設置時期は、本年 9 月 30 日までとすること。

イ 相談要領

(ア) 相談対応においては、夏期の節電対策に伴い、生産・サービス供給の減少が見込まれる中で、夏期の所定労働時間の短縮、秋期から夏期への休業日の振替など活用できる労働時間制度等の内容について、丁寧な説明に努めること。

また、労働時間制度等の見直しに当たっては、労使の十分な話し合いに基づき、家族的責任等を有する労働者の事情にも配慮しつつ、行われるべきものであることについても、丁寧に説明すること。

その際、節電対策を理由とすれば、解雇・雇止めが認められるものでは決してないこと、解雇・雇止めについては労働契約法等のルールを守る必要があることについても説明するよう配慮すること。

(イ) 節電対策の一環として活用可能と考えられる労働時間制度等に関する労働基準関係法令の内容及び留意点について、その要点をまとめたパンフレット（以下「周知用パンフレット」という。）を本省において作成し各局に配布するほか、今後「Q&A」等を作成し情報提供することとしているので、相談内容に応じ、適宜活用すること。

なお、電力需要の抑制を求められる期間を含んで既に締結されている 1 年単位の変形労働時間制に係る労使協定については、一定の要件の下に当該協定の見直しができるものであることとするが、詳細については別途通達する予定であること。

(ウ) 相談の過程において、労働時間の設定改善に関する専門的な相談が必要となった場合には、局に配置された労働時間設定改善コンサルタントの活用も可能であること。

(エ) 職業安定行政、雇用均等行政等労働行政関係の相談については、必要に応じ、関連すると考えられるパンフレット等を情報提供するとともに、関係す

る相談窓口等を紹介すること。

なお、別添の政府対策自体の内容の照会については、下記を相談先として紹介すること。

<相談先>

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

(電話) 03-3501-1746 (FAX) 03-3501-3675

2 事業者団体等を通じた周知について

上記1の緊急相談窓口を開設した局を中心として、節電対策に関連する労働基準関係法令等の内容、留意点について、周知用パンフレット等を活用し、事業場等に対して、積極的な周知を図ること。その際、事業を所管する行政機関、県・市町村等の地方自治体等との連携を図りながら、効果的に実施すること。

その具体的な取組については、以下の通りであること。

- (1) 本省として、全国的な労使の団体等に対して、別紙のとおり、周知依頼を行っているので、各局においても、当該団体の都道府県単位の組織に対して、周知の徹底を依頼すること。その際、組織内における説明会等の開催を勧奨し、局から講師を派遣する旨を申し入れること。
- (2) 労働基準協会、労働災害防止団体、業種別の事業主団体等においては、5月を中心に総会等が実施されるので、その機会をとらえた周知を図ること。
- (3) 各署が6月に実施する全国安全週間準備月間における説明会において、積極的な周知を図ること。
- (4) 都道府県社会保険労務士会に対しても、周知用パンフレットの内容を説明の上、事業場に対する周知を依頼すること。